

・設計を業者に発注した場合の工事に係る施工業者の選定等に関する取扱いについて

(平16.7.1付34-31)

総務人事・業務企画等担当理事
経理資金担当理事 から 募集販売本部長 あて
各支社長
各地域支社長

当機構が、業者に請負又は委託により発注した設計（以下「請負等設計」という。）に係る工事に関する施工業者の選定についての措置、その他の発注に当たっての留意事項等を下記のとおり定めたので、通知する。

なお、この通達の運用に当たっては、契約担当部門、設計担当部門及び工事担当部門は相互の連絡を密にし、遺漏のないよう取り計らわれたい。

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

記

1 適用の範囲

(1) 対象となる請負等設計

工事の発注に直接かかわる実施設計について適用し、いわゆる基本設計については適用しないものとする。

(2) 対象となる工事

当機構が(1)に定める請負等設計に係る契約の目的物又は成果物を利用して、施工する工事について適用するものとする。

2 施工業者の選定上の措置

(1) 請負等設計に係る工事の施工業者を選定する場合は、次のイ又はロに該当する者を指名又は契約の相手方としないものとする。

イ 請負等設計の請負者又は受託者（以下「設計請負者等」という。）が建設業者である場合は、当該設計請負者等

ロ 設計請負者等との関連において、次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に該当すると認められる建設業者

(イ) 設計請負者等の発行済株式総数又は資本金の総額について100分の50を超える株式を有し、又は出資をしている建設業者（設計請負者等の発行済株式総数又は資本金の総額について100分の40以上100分の50までの株式を有し又は出資している建設業者が存在する場合であって、かつ、他に100分の10以上の株式を有し、又は出資している者が存在しない場合における当該建設業者を含む。）

(ロ) その代表権を有する役員が設計請負者等の代表権を有する役員を兼ねている建設業者

(ハ) その他設計請負者等と特別な提携関係があると認められる建設

業者

(2) (1)ロに規定する設計請負者等と建設業者との関係の把握の方法については、別に定めるところによるものとする。

3 その他

この通達に定めのない事項等が生じた場合には、本社担当部長と協議するものとする。

以 上